

令和2年度事業計画

第1 事業の方針

1 経済社会の動向

我が国の経済は、アベノミクスの推進により、雇用・所得環境の改善が続く中で、緩やかな回復が続いている。企業収益が過去最高を記録する中で、設備投資が増加、雇用・所得環境の改善がみられるものの、昨年の消費税引き上げなどにより、個人消費の停滞など必ずしも大幅な景気回復の期待が持てる状況はない。

このような環境の中、非住宅、中高層建築、外構など今まであまり使われてこなかった分野への木材需要拡大策を含む令和元年度補正予算、令和2年度予算・税制改正等が効果的に機能し、木材需要拡大の加速化が期待されている。

また、米国が離脱したものの平成30年12月30日のTPP11、平成31年2月1日の日EU経済連携協定、令和2年1月1日の日米貿易協定の発効など、新たな国際貿易の枠組みが着実に進行する一方、米国の保護主義的な政策の表面化、中国の経済成長の鈍化など海外経済を中心とした不確実性、慢性的な労働力不足の顕在化に加え、令和2年1月に中国で発生し、いまだに収束の見込みがつかない新型コロナウィルス感染症による世界的な人・モノの動きの制約など、必ずしも楽観的な状況にあるとは言えない。

森林・林業・木材産業関連では、平成28年6月に発表された「日本再興戦略2016」において、「林業の成長産業化」を位置づけ、再生可能資源である森林資源を持続的に循環利用し、森林の多面的機能を発揮させつつ、国産材の安定供給体制の構築と新たな木材利用の創出を図り、林業の成長産業化を実現することが重要な課題であるとされており、国内森林の「伐って、使って、植えて、育てる」循環利用の達成に向けた取組の中で、木材利用拡大が林業の成長産業化に欠くべからざる要素であることへの認識が定着しつつある。

平成28年5月に閣議決定された「森林・林業基本計画」で、令和7年の総需要量を79百万m³、国産材の利用量を40百万m³とされ、国産材時代の到来を期待されているが、平成31年(令和元年)4月から平成30年度税制改正において認められた森林環境税・譲与税の創設と、平成30年4月に成立した森林經營管理法による市町村が主体となっての効果的、効率的な森林施業の実現に向けた施策が開始される。

このような施策が相まって、国産材の安定供給体制の確立と木材需要拡大のための施策によって「伐って、使って、植えて、育てる」という森林の循環利用へ向けた具体的な取組の前進が期待される。

2 木材利用・木材産業の動向と課題

(1) 令和元年の新設住宅着工は、全体では貸家需要の停滞等もあり、昨年から微減の905千戸、うち木造住宅は523千戸となり、木造率は58%と平成21年以降50%台が続く実績となっているが、貸家需要の大幅な減少などから、今後の動向には難しいものがあると考えられる。そのような中、新設住宅着工戸数が再び100万戸時代に戻ることが期待できない中、非住宅、特に都市での木材需要拡大とともに木材需要構造の変化に柔軟に対応できる産業構造の確立等が緊急課題となっている。

都市での木材需要拡大のためには、木材利用が環境に貢献することや地域経済活性化の重要なファクターであることへの理解を広めるとともに耐火性能の向上等技術的課題を克服し、戦後永く続いてきた街づくりにおける非木造化の流れを「木材を優先する(ウッドファースト)街づくり」へと変えていくことが必要である。

(2) 住宅部門においては、地域材の活用に対する助成措置の定着などにより「木造」への関心が広まりをみせてはいるものの、今後、少子化等により住宅着工の伸びが期待し難いと見込まれる情勢の中、住宅部門におけるリフォーム事業での木材利用の拡大、公共建築物、商工業施設等非住宅部門、外構、身の回り製品等多様な分野での木材利用を進めて、住宅以外への依存率を高めていくことが喫緊の課題となっている。

(3) 公共建築物等における木材利用については、法制度に基づく市町村方針は全体の92%の市町村で策定が行われており(令和2年3月末現在)、学校の木造3階建て建築に関連した建築基準改正などの流れを受け、民間の公共施設を含め木造・内外装木質化への指向は高まってきている。また、新たな木製耐火資材など工法・部材の開発も次々に進められている。これらの部門における木造化・木質化は、林野庁の非住宅向け助成事業の効果もあり、各地での街づくり、商工業施設等への木材利用にも大きく波及していくことが期待され、さらなる取組が求められている。

(4) 木材を使う街づくりへの取組、すなわち低層の高齢者介護施設、学校、図書館などの木造・木質化をはじめ、中高層建築、商工業施設の木造・木質化、大阪北部地震の際に危険性が指摘されたブロック塀から木塀への転換など、公園・道路・歩道等街角のあらゆる空間において木材利用を推進するとともに、それらへの利用技術の開発・提案、普及 PR 等も推進していく必要がある。

また、急速に拡大している木質バイオマス利用や原木の木材輸出に対しては、「伐って、使って、植えて、育てる」森林の循環利用を推進する観点から、適切な

対応が課題となってきたている。

さらに、本年度開催予定であった東京オリンピック・パラリンピックは、内外に木の文化・木材の良さを主張できる絶好の機会であり、国産材が構造、内装に使用された新国立競技場、選手村をはじめとする関連施設はテレビなどでも紹介され、国産材利用のショールームとして、あらゆる空間への木材利用への理解を一層深める活動に取り組む必要がある。

(5) 気候変動など地球規模での環境問題については、2015 年末にパリで合意された 2020 年以降の温暖化対策の中で森林整備が引き続き、位置づけられており、すでに気候変動緩和への貢献が認められている伐採された後の木材が炭素を貯蔵する能力についての国民の理解を深め、木材を積極的に活用していく社会づくりを進めるためのアピールを一層幅広く展開することが重要となっている。

また、国連の「持続可能な開発目標(SDG's)」は、環境への貢献だけでなく、今後の社会、企業活動の規範として定着しつつあり、持続可能な循環型資源としての木材、地域型資源としての国産材の価値の再評価につながってきている。

また、公共建築物への木材利用促進、木材利用ポイント事業の実施、2020 年 東京オリンピック・パラリンピック施設等での木材利用等を通じて、違法伐採対策推進のための合法性・持続可能性が証明された木材・木製品、森林認証材の使用への関心が高まるとともに、国際的な違法伐採対策強化の動きがある中で、合法木材の供給・利用を、政府調達から民間需要への拡大及び川下の工務店等も対象とした「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(クリーンウッド法)」については、平成29年5月に施行され、木材関連事業者の登録事務も開始されている。

今後、平成 18 年から取り組んできたグリーン購入法と林野庁ガイドラインに基づく認定制度を通じて合法木材供給を進めてきた実績を最大限に活用し、新たな法律に的確に対応するとともに、認定制度の信頼性を確保し、利用者、消費者に対して合法伐採木材の利用拡大を一層進めていく必要がある。

(6) 国内の木材産業は、大型化、機械設備の高度化が進展してきているが、一方では後継者不在等による事業撤退の動きが進行しており、地域における木材の利用・加工の担い手の弱体化が懸念されている。国内木材産業の再興のためには、木材産業が地方創生に果たす役割をアピールするとともに、加工・流通の一層の効率化、事業活動の維持発展のための製材品需要拡大への取組が期待されている。そのため、木材関連事業者の連携による安定した生産・加工、製品供給の体制の構築とともに、製材・加工工場にとって不可欠な原木安定確保のための体制の確立が重要である。

また、高齢化、働き方改革、東京一極集中が進む中で、特に地方の労働力不

足は、製造、輸送、販売などあらゆる部門に影響してきており、製材部門での外国人技能実習制度の導入などに対する要望も顕在化してきている。

(7) 木材貿易関連については、TPP11、日EU経済連携協定、日米貿易協定が発効し、新たな国際貿易の枠組みへの対応が求められており、国産材の安定供給体制の整備とともに木材産業の国際競争力強化が重要な課題となっている。

また、木材輸出については、令和元年の輸出額は前年に比べて1割弱増加したが、米中貿易摩擦、中国の経済成長鈍化の動きにより、中国への木材輸出は減少し始めており、米国へのスギ板材の輸出の増加など、新たな輸出先国の開拓、丸太輸出から付加価値の高い製材加工品の輸出あるいは米国、欧州、東南アジア諸国等で始まっている合法性の確認などに対応した木材供給など体制の整備を図っていくことが重要である。

(8) 建築物や家具に使用される木材については、品質性能の確かなJAS製品に加え、産地の証明された木材、未利用樹種や早生樹の使用への関心が高まってきており、これらにきちんと対応できる木材の供給体制の構築および大径化する国産材への技術的な対応が早急に求められている。

3 事業計画の重点

木材利用を優先する社会(ウッドファースト社会)の実現をめざし、地球温暖化防止、地域社会の活性化に大きく貢献する木材の利用を拡大するため次の事業を重点事項として取り組むものとする。

- ア 温暖化防止、地域社会の活性化に貢献する木材利用の推進
- イ 住空間、街づくりへの総合的な木材利用拡大への取り組み
- ウ 木材産業の経営安定化に向けた産業構造の確立
- エ 安全・安心の木材利用・供給の推進
- オ 組織活動の活性化等

第2 事業計画

I 温暖化防止・地域活性化に貢献する木材利用の推進

地球温暖化防止、地域創生、人々の健康的な暮らしに不可欠な木材利用の積極的な普及活動、施策提案等に取り組む。

1 ウッドファースト社会実現に向けての取り組み

- ア 国民の間に、木材利用の地球温暖化防止対策、地方創生にはたす役割についての理解が醸成されつつある中、ウッドファースト社会実現のために森林・林業・木材産業関係者が率先して行動を展開する体制の強化に努める。
- イ 森林・林業・木材産業関係者が木材利用拡大を進める上での課題について共有し、国、地方自治体に対して、木材利用を優先する社会実現への理解と支援策の構築を働きかける。

2 消費者、需要者への普及活動

(1) 普及活動の実施

- ア 規模の大きい展示会、全木連 HP 等において、木材の特質や住宅・街づくり等における木材利用などに関する各種知識・情報の提供、普及啓発に取り組む。
- イ 建築関係団体、消費者・需要者などと幅広く連携を図るとともに、木材 PR ポスター、カレンダー、リーフレットの作成配布、補助事業を活用したマスコミへの PR などにより、効果的な木材利用の普及に努める。

(2) 木材利用に関する教育活動等の推進

小・中・高校生の木材利用普及のため、木材を使用した「ものづくり」、「木工・工作」コンクールへの協力などにより、児童生徒はもとより、教職員、保護者も含めた「木育」活動を推進する。

3 地球温暖化防止対策としての木材利用

(1) 木質バイオマス利用等の促進

ア 化石燃料の削減への貢献や未利用材・間伐材の有効活用のため、木質バイオマスについて法制度に基づく発電利用のほか、くらし、農業・水産業、木材加工施設等における発電、熱利用等の促進に取り組む。

その場合、地域の木材需要の動向に配慮しつつ、林野庁の「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」に即した適切な供給体制構築などの推進に取り組む。

また、地域の森林資源が総体として最大の価値を生み出すよう、間伐材、林地残材、木くず・バーク等工場残材、建築解体材等の木質バイオマスの効果的なカスケード利用のための手法の開発を推進する。

イ 併せて低コストかつ安定的な供給体制の構築のため、路網整備、機械化、担い手の確保等を推進する。

(2) 気候変動問題等への対処

気候変動問題への取組みの中に森林整備、伐採後の木材利用が正式に位置付けられたことを受け止め、非住宅を含む建築物の木造化、内装、外構の木質化が企業のCSR活動の一環として評価されるような仕組みの構築に向けた

取組を推進する。

また、国民の間に浸透してきている SDG's の取り組みを活用し、循環型資源、地域型資源である国産材の需要拡大への理解を一層深める活動を幅広く展開する。

(3) 違法伐採対策の推進等

ア 違法伐採対策に関しては、平成 29 年 5 月に施行された「合法伐採木材等の流通と利用の促進に関する法律(クリーンウッド法)」に対応して、輸入国として先進的な取組を導入してきた経緯に鑑み、政府や国際的な動きに協調した上で、新たに木材関連事業者として位置付けられた工務店等川下への働きかけを行い、効果的な施策の推進を図るとともに、合法性等の証明された木材・木製品の利用普及、供給体制整備、信頼性向上のための取組を強化する。

イ また、海外の林業・木材関係機関等と連携、協調して必要な情報の収集に努める。

II 住空間、街づくりへの総合的な木材利用の取り組み

住宅、公共・商工業施設、身の回りの日常用品等への木材・国産材の利用促進活動を積極的に推進するとともに、これらに関する施策・税制などの充実強化に取り組む。

1 住空間への取り組み

(1) 木造住宅等の取り組み

ア 住宅部門における木材利用は、極めて重要で、その拡大のための消費者・需要者に対する多様な普及PRや部材・製品開発等を推進する。また地域住宅のブランド化、木造建築の技術先導、木造住宅施工能力向上・継承などの地域材利用の木造住宅づくり対策に積極的な参画を推進する。

イ 木材を使った住宅の耐震化や省エネ住宅リフォーム、工法・製品開発等を推進する。

(2) 建築関係諸制度への対応

建築関係諸制度については、木材利用促進が図られることを基本として引き続き適切な対応に取り組むこととし、必要な規制見直し、制度・対策、設計仕様等基準の充実・税制改正等に取り組む。

また、改正される建築基準法、住宅品質確保促進制度等に適切に対応するため、品質性能が明確な「安心」「信頼」の JAS 製材品、乾燥材の生産、供給の促進に取り組む。

(3) 建築関係者との連携促進等

木材の利用拡大のため、これまで強化してきた各地域における建築・設計関係団体等との連携の枠組みの強化に取り組む。

また、地域の木材関連事業者や工務店等の連携による地域型住宅づくり、顔の見える木材での家づくり、消費者へのサービス提供等を効果的に推進する。

2 街づくり・公共建築物等への木材利用

住宅のほか、公共建築物、商工業施設などを含め街づくり全体への木材利用の推進に取り組む。

(1) 公共建築物にあっては法制度に基づく国等施設の着実な木造化、木質化、市町村方針策定の一層の拡大とそれに基づく実効性確保の推進活動に取り組むとともに、公共建築物から民間建築物へ拡大するための取組を具体化する。

また、木材利用推進中央協議会と連携し、制度・基準、国等の整備支援対策や建築事例などの普及、情報提供に取り組むとともに、部材・工法開発等を推進する。

2020年東京オリンピック・パラリンピックの関連施設等を活用し、特に中大規模木造、木質化建築物における国産材利用の拡大に取り組むとともに、2025年大阪万博における木材利用拡大の働きかけ等を実施する。

(2) 林野庁補助事業も活用し、非住宅、中高層建築物の木造化、木質化を推進するとともに外構における木材利用など、商工業施設、公園・道路・歩道等街角のあらゆる空間において、木造化、内装材利用、遮熱材利用、ルーバー・デッキ等での利用などを拡大するとともに、それらへの利用技術の開発・提案、普及 PR 等の強化に取り組む。

(3) また、身の回りの日常用品、机、椅子等家具への一層の木材利用推進に取り組む。

3 地域材・国産材の利用拡大

木材自給率 50 パーセントの実現に向け、地域材・国産材の利用拡大に1及び2のほか次の事項に取り組む。

(1) ホームページを活用し、「木材利用推進中央協議会」、「国産材マーク」、「国産材を活用し日本の森林を守る運動推進協議会」、「森林を活かす都市の木造化推進協議会」等、中央・地方の木材・建築関係団体、消費者団体、NPO等との連携による取組に努める。

(2) 木材利用推進計画等関係機関の取組に対応し、施設・事務所等への地域材利用の推進、着実な木材供給の推進に取り組む。

(3) 地域材製品・部材等の安定的な供給、製品開発、特に製材品(ムク材)の利用の促進に取り組む。

III 木材産業の成長産業化に向けた産業構造の確立

1 木材産業の経営安定化の取り組み

(1) 経営の安定化対策

木材産業の経営安定・振興のため、融資・保証制度、税制の積極的な有効活用の推進と制度充実に取り組む。

ア 設備・運転資金の円滑な確保のための、日本政策金融公庫の林業・木材関係資金、木材産業等高度化推進資金、セーフティネット保証等中小企業及び農林漁業関連信用保証制度、地域材利用促進のための利子助成制度などの有効活用と制度充実、中小企業信用補完制度の見直しへの対応

イ 経営革新等中小企業対策、事業再生・ものづくりなどの支援対策の有効活用と制度充実

ウ 消費税の適正な転嫁の推進

(2) 雇用対策等

ア 雇用調整助成金や雇用創出に係る関係事業などの有効活用の推進

イ 働き方改革を進める中で、企業経営に係る諸制度や環境、厚生労働等諸制度・施策の遵守(コンプライアンス)に係る制度等の普及推進

ウ 特に地方における人手不足に対応するため、木材産業への外国人技能研修生、外国人労働者の導入について現場の実態、要望等を踏まえて、2号移行職種の導入などの対応に取り組む。

(3) 労働安全対策等

労働安全対策の推進は重要であり、木材・木製品製造業のゼロ災・労働安全の確保活動に積極的に取り組むとともに、政府の働き方改革への対応を進め、魅力ある木材産業となるよう環境整備に努める。

(4) 新型コロナウィルス感染症対策

令和2年1月に中国で発生し、アジア、米国、欧州で爆発的な感染拡大が起きている新型コロナウィルス感染症については、貿易、人・モノの動きの阻害による経済活動の停滞、消費意欲の減退など深刻な影響が出始めており、収束が見通せない中ではあるが、セーフティネット保証制度、雇用調整助成金、農林漁業信用基金制度などを活用し、当面の資金手当ての確保を図るとともに、状況に応じた対策について関係機関等への要請、要望を実施する。

2 効率的な加工・流通体制の確立

木材の需要構造に的確に対応できる効率的な加工・流通体制の確立の促進に取り組む。

(1) 中小工場の有機的連携と原料転換

中小製材工場等が有機的に連携して品質管理、乾燥材等品質性能の確かな製品づくり、丸太輸入環境の変化に対応して国産丸太への原料転換などを推進する。

(2) 高度な木材加工・流通構造の確立

ア 地域木材産業の実情を踏まえつつ、機械施設の高度化等による効率的な木材の加工・流通体制の構築、木材製品の高付加価値化への取組を推進する。特に品質の安定した乾燥材生産・供給の大幅拡大を強力に推進する。

イ 木材産業関連助成・交付金、林業・木材産業改善資金、日本政策金融公庫の林業・木材関係資金、木材産業等高度化推進資金、地域材利用促進のための利子助成制度、素材生産・木材加工等機械施設のリース・利子助成制度などの有効活用と制度の充実に取り組む。

ウ また、農林漁業成長産業化ファンド(株式会社農林漁業成長産業化支援機構法に基づくもの)、農商工等産業連携施策などの有効活用と制度充実に取り組む。

エ 住宅工法、公共・商工業施設、公共工事など多様なニーズに応じた安定的な製品加工・供給の推進並びに木材流通の変化等への的確な対応を推進する。

(3) 地域材丸太の安定供給・確保体制への取組

ア 原木の安定供給・確保体制の構築のため、①需給動向に応じて弾力的に供給できる計画伐採体制、関係者間の広域的な情報交換等②施業の集約化や路網・高性能機械の整備による低コスト生産システムの展開や高度技能担い手の確保の推進③ストックヤード・輸送の大型化等による流通の効率化・コスト低減の推進などについて、全素協、全森連、全市連等と連携して推進する。

イ 製材、合板、チップ、バイオマス利用等森林資源の最大限の活用を推進する。

ウ 素材生産の規模拡大、生産性向上等のために必要な機械施設整備に係る助成・交付金、リース・融資等制度、さらに運転資金関係制度の有効活用と制度充実に取り組む。

(4) 技術・製品開発の取組

ア 効率的で原木の大径化にも対応する製材加工システム、一層の効率的な乾燥技術など木材加工機械等の技術開発促進と産・学・官の連携体制強化を推進する。

イ 木造住宅の振興のための工法、性能、維持管理に関する技術開発を推進する。また、消費者・需要者ニーズに即応した内装材、壁材、リフォーム・耐震改修用部材、木製フェンス等部材・利用技術開発を推進する。特に、地域材・国産材の利用が低位な梁、桁、2×4工法への利用開発を推進する。

ウ 中高層の建築物の木造化・木質化促進のため、部材、工法等の開発を推進する。

(5) 木材貿易・海外との交流

ア 国産材の海外への輸出促進

木材輸出振興協議会等と連携して、家具等を含めた国産材製品の輸出拡大、特に付加価値が期待できる輸出の拡大に向けての取組を引き続き推進する。

イ 木材貿易問題への対応

(ア) 関係団体等との連携の下に、既に発効したTPP11、日EU経済連携協定、日米貿易協定による木材貿易の動向に重大な関心をもって見守るとともに国内対策の一層の充実、効果的な実施に努める。

(イ) 米国、EU各国、インドネシア、マレーシア等の木材関連団体などとの意見交換を引き続き実施する。

(ウ) 輸入木材、木材製品のクリーンウッド法への対応について、合法木材認定事業者への情報提供等に努める。

3 東日本大震災及び平成28年熊本地震の復興・復旧と木材需給安定の取り組み 木材関連被災事業者の再建・事業振興のための機械施設整備、運転資金確保等支援対策、原発事故関連の被災事業者の再建、放射能汚染に関する木材製品、バーカー等の適切な処理対策などに引き続き取り組む。

VI 安全・安心の木材利用・供給の推進

1 品質の確かな木材製品、認証木材等の普及

非住宅、中高層建築物においては構造計算に耐えられる品質性能の明確な木材製品の供給が不可欠であり、JAS製材品の利用・供給、製材品のホルムアルデヒド放散量等級表示並びに産地等の証明のある木材・国産材使用への関心の高まりに対応して、産地認証材・合法性証明木材の供給体制整備を引き続き促進する。

(1) JAS制度、JAS木材製品の利用・供給の促進

ア 一般消費者・需要者建築関係者並びに木材の加工・流通事業者に対して、全市連、全買連と共同してJAS製材品普及推進展示会を引き続き開催するとともに、ホームページ、木材利用イベント、マスコミ等を通じて「信頼できるJAS製材品」の利用普及と供給促進に取り組む。

イ 国、独立行政法人、都道府県、市町村などの公共建築物への製材JAS製品の率先使用を推進する。

ウ 都市部における木材利用拡大のためにはゼネコン等の要求に応えられる部材供給を図る必要があり、その手段としてのJAS製品の重要性について木材

産業関係者への普及を促進する。

また、そのために林野庁補助事業を最大限に活用し、非住宅、中高層分野でのJAS構造材の利用拡大について、施主、設計者、施工者、材料供給者が連携を強化する幅広い取組を展開する。

エ 都道府県産認証木材制度へのJAS製材規格の活用とそれら制度に基づく認定工場のJAS製材認定工場登録を推進する。また、必要な制度改善、規格見直し等の検討・提案活動に取り組む。

(2) 製材品のホルムアルデヒド放散量等級表示制度の適切な実施

シックハウス対策として不可欠な木材製品ホルムアルデヒド放散量等級表示について、JAS制度では基準化されていない木材製品に係る表示登録制度を引き続き適切に実施する。

(3) 合法木材・都道府県産認証材の取り組み

ア 平成29年5月に施行された「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(クリーンウッド法)」に対応して、認定供給事業者が信頼できる供給者であることを広く発信し、違法伐採対策への需要者、消費者の理解を進め、民間需要における合法木材利用拡大を図るため、展示会等への出展、各種メディアを活用した普及活動を展開する。

イ クリーンウッド法に基づく制度への円滑な移行と認定制度の信頼性の確保のため、認定団体、認定供給事業者等を対象とした研修会、シンポジウム等を開催する。

ウ 都道府県産材認証制度、木材表示制度の一層の充実及びそれに基づく製品供給の推進に取り組むとともに都道府県の枠を超えた取組の在り方についても検討する。

2 木材の健康・安全対策

(1) 木材の健康性能の普及

ア 木材が含んでいるテルペノン類等の健康面への効用など、木材が優れた資材であることの普及に引き続き取り組む。

イ アセトアルデヒドやT-VOCの規制等の動きについては木材利用促進に支障がないよう引き続き適切に対応する。

ウ 自然素材(ムク材)は、健康に影響のある化学物質を放散しないことをPRし内装材などへの一層の利用促進に取り組む。

V 組織活動の活性化等

1 全国木材産業振興大会の開催

第55回全国木材産業振興大会を、11月12日に鹿児島県において九州支部の協力の下に開催する。

2 団体活動の活性化等

(1) 制度・施策の提言等

国・地方の行政機関や林業・木材産業、木造住宅等関係団体、試験研究機関との意見交換、木材利用拡大を通じた木材・木材産業振興のための提言活動等を積極的に実施する。

(2) 関係団体との連携強化

木材利用推進の飛躍的な拡大を図るため、「森林を活かす都市の木造化推進協議会」を中心に、森林・林業・木材、建築、中小企業・消費者の関係団体等との連携強化を推進する。

(3) 活動の活性化のための広報活動、施策情報提供等の取り組み

ア 全木連ホームページ、全木連時報を充実し、木材の特質・利用推進、木材利用・木材産業関連諸制度、金融税制、販売、技術情報等を幅広く適時適切に提供・普及する。

イ 会員間の各種情報の共有化を推進する。

(4) 各種委員会の開催

木材利用推進、木材産業振興の政策提言等のための委員会を開催する。